

表 1-4 日本国内の風力発電施設に関する主要なガイドライン

都市名	対象	住宅からの距離	騒音	振動	電波障害	自然環境	景観	公害
北海道 稚内市 (H12.4. 1) (H15.4. 1改正)	稚内市全域 ※以下については対象外 ①発電規模 100kW 以下、売電を主目的としない ②売電を目的としない公共的なもの	500m 以上	昼 間 55dB 以 下 夜 間 45dB 以 下	記載な し	テレビ電波等に影響が発生しないか、発生する場合は、解消可能であること	動植物への影響が極力発生しないよう対処可能であること	景観調査を行う	記載なし
北海道 遠別町 ( H13.8. 13)	遠別町全域 ※以下については対象外 ①発電規模 100kW 以下、売電を主目的としない ②売電を目的としない公共的なもの ※本町行政区域に属さない場合でも本町に影響を及ぼす恐れがある場合も適用	500m 以上	昼 間 50dB 以 下 夜 間 40dB 以 下	昼 間 65dB 夜 間 55dB を超え ない	地域に影響が出ないよう、十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする	動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し必要な措置を講ずるものとする	地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること	住民や動植物に影響をおよぼさないようにすること
山形県 酒田市 (H16.11 .25)	酒田市 ※以下については対象外 ①発電規模 100kW 以下で高さが 35m 程度の施設	200m 以上	昼 間 55dB 以 下 夜 間 45dB 以 下	記載な し	テレビ電波等に影響が発生しないか、発生する場合は、解消可能であること	環境影響評価を行い、動植物への影響について十分配慮すること	関係行政機関や建設地から半径 500m の住民に説明を行い、合意が得られると同時に、また、その地区の自治体の合意を得ること	記載なし
静岡県 (H19.7. 24)	静岡県内 ※以下については対象外 ①出力規模が 10000kW に満たない施設 ②ガイドラインを既に制定している市町の地域内で行われる風量発電施設の建設等	300m 以上	環 境 基 準 の 設 定 に よ っ て 内 容 が 異 な っ て い る	記載な し	①テレビ電波等に影響が発生しないよう十分配慮し、必要な措置を講じるものとする ②回避できない場合には、電波障害が起こりうる範囲の住民と十分な協議を行う	①動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講じるものとする ②回避できない場合には、専門家その他知見を有する者、地元市町及び県の関係機関と環境保	事業者は、風力発電施設等の建設等に当たり、自然及び歴史的環境と調和した景観を守るよう計画するものとする	動植物への影響等の光害が発生しないよう、必要な措置を講じるものとする

					うこととする	全対策について協議を行い、改善のための措置を講じるものとする ③動植物に与える影響が大きく、復元が困難であるとして、県から環境の保全について対応を求められた場合には、文書による回答を示すとともに、必要な措置を講じるものとする		
愛知県 新城市 (H21.1.20)	新城市 ※以下については対象外 ①1基あたりの定格出力が100kW以下の施設	500m以上	騒音に係る環境基準（環境庁、愛知県）を超えないこと	記載なし	①テレビ電波や防災行政無線等に影響が発生しないよう十分配慮し必要な措置を講じること ②テレビ電波や防災行政無線等への影響が回避できない場合には、電波障害が起りうる範囲の住民と十分な協議を行い事業者の責任において改善のための措置を行うこと	①動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講じること ②風力発電施設等の建設等に伴う土砂崩壊等により、河川濁水等の影響が発生しないよう十分配慮し、必要な措置を講じること	①四季、昼間及び夜間における景観の変化を視覚的な表現方法によって予測し、予測した結果を市に提出すること ②風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られたものにする ③景観に与える影響が甚大で、良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講じること	風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、光害が発生しないよう、必要な措置を講じるものとする
鹿児島県 (H22.4.1) ※主に景観形成について	鹿児島県内 ※以下については対象外 ①出力規模の合計が1000kWに満たない風力発電施設の建設	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	①風力発電施設の建設地の選定に当たっては、地域の自然及び歴史・文化的環境と調和した景観が保全されるよう配慮するものとする ②主要な眺望景観を阻害しないこと ③地域固有の景観を阻害しないこと ④色彩については、白又は薄い灰色を基調とすること。ただし、他法令の規定により着色が義務付けられている場合は、この限りでない	記載なし

出所：各都道府県、各市町が作成したガイドラインより筆者作成